



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第 85 号 (2010 年 6 月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



財務局長会議
(4 月 22 日)



金融税制研究会
(5 月 31 日)

目 次

【トピックス】

- 「国際会計基準（I F R S）に関する誤解」の公表について…………… 2
- 「あなたは大丈夫？キャンペーン-貸金業法が大きく変わります！-」の実施について… 2

【法令解説等】

- ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直しに関する保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等について…………… 3
- 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正について…………… 5

【お知らせ】…………… 6

【金融ここが聞きたい！】…………… 8

【4 月の主な報道発表】…………… 10

【トピックス】

「国際会計基準（ＩＦＲＳ）に関する誤解」の公表について

国際的な財務活動又は事業活動を行う一定の上場企業の連結財務諸表について、平成22年3月31日以後終了する連結会計年度から、任意に国際会計基準（ＩＦＲＳ）を適用することができるようになっています。

このＩＦＲＳに関しては、一部に「誤解」を招く情報が流布されているのではないかと指摘があるところですが、こうしたことから、金融庁では、平成22年4月23日に、「誤解」と思われる事例を集めた「国際会計基準（ＩＦＲＳ）に関する誤解」を公表し、ＩＦＲＳに対する理解が得られるよう説明することといたしました。

本資料においては、ＩＦＲＳの適用に関連する11の「全般的事項」、ＩＦＲＳの個別の会計基準に関連する6の「個別的事項」に係る「誤解」を記載しており、それぞれの項目ごとに、「誤解」と「実際」、そして、参考となる情報を記載しています。

「全般的事項」としては、例えば、「上場会社には、直ちにＩＦＲＳが適用されるので、大至急準備しなければならない。」という誤解に対して、実際は「2010年3月期から、一定の要件を満たす上場企業の連結財務諸表について、ＩＦＲＳを任意に適用できるようになったもの。」であるとして、十分な準備期間（少なくとも3年）を確保することになっています。

また、「非上場の会社（中小企業など）であっても、ＩＦＲＳを適用しなければならない。」という誤解に対して、実際は「非上場の会社はＩＦＲＳを適用する必要はない。」として、非上場会社へのＩＦＲＳの強制適用は、将来的にも想定されないことを明らかにしています。

「個別的事項」としては、例えば、「ＩＦＲＳでは、年度の業績把握の指標として多く用いられている当期純利益が用いられなくなり、包括利益のみに変わる。」という誤解に対して、実際は「ＩＦＲＳでも、当期純利益が表示され、業績把握のために重要なものであることに変わりはない。」として、我が国企業の多くが業績把握の重要な指標として使用している当期純利益が引き続き表示されることを明らかにしています。

なお、本資料は、会計の専門家でない方々にも理解していただけるよう、正確性よりも分かり易さに重点を置いて作成しています。また、異なる前提条件が存在する場合やＩＦＲＳの見直し等があった場合は、異なる考え方となる場合もあることに留意が必要です。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[『国際会計基準（ＩＦＲＳ）に関する誤解』の公表について（平成22年4月23日）](#)」にアクセスしてください。

「あなたは大丈夫？キャンペーン 一貸金業法が大きく変わります！」 の実施について

平成18年12月、多重債務問題の解決を図ることを目的として、「上限金利の引下げ」や「借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐ総量規制の導入」などを内容とする「改正貸金業法」が全会一致で成立しました。同法は、貸し手への適切な規制を通じて新たな多重債務者が生じるのを防ぐ一方で、急激な与信の引締め等が生じることのないよう、三年半の期間をかけて段階的に施行されてきましたが、今般、多重債務者の発生を防止するという法の趣旨を踏まえ、本年6月18日に完全施行を実施することが決定されました。

完全施行に当たっては、その円滑な実施の観点から、昨年11月に金融庁、消費者庁、法務省の副大臣、大臣政務官からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が設置され、検討が進められてきました。この検討の結果、同法の施行に向け取り組むべき方策として、「借り手の目線に立った10の方策」が今年4月にとりまとめられたところです。

「10の方策」の中には、「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」や、「改正貸金業法等の広報活動の充実」という観点から、「多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とし

た「キャンペーン」を実施すること」が盛り込まれています。この方策の趣旨を踏まえ、今般、金融庁、消費者庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）、日本貸金業協会、日本クレジットカウンセリング協会の共催で、5月1日から6月30日の期間、「あなたは大丈夫？ キャンペーン ―貸金業法が大きく変わります！―」を実施することとなりました。

今回のキャンペーンの目的は、「改正貸金業法の広報活動」と「多重債務相談の実施」の2つです。

改正貸金業法の広報としては、ポスター・リーフレットの作成、配布や、新聞広告、インターネット広告などの他、各都道府県等においても、各共催団体等と適宜連携しつつ、地域の広報誌等を利用し、同法の内容について、できる限り広報活動を行っていただくこととなっております。

また、あわせて、改正貸金業法に関するQ&A集の多重債務相談窓口への配布等を通じ、相談体制の強化を図るほか、相談窓口の周知等を進めるとともに、各共催団体等において、都道府県、市区町村とも連携し、多重債務の無料相談会を実施することとなっています。

本キャンペーンの期間中は、各地の多重債務相談窓口の連絡先や、無料相談会の実施予定について、金融庁ウェブサイトにて情報提供を行っています。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの[「報道発表資料」](#)から[「あなたは大丈夫？ キャンペーン ―貸金業法が大きく変わります！―」](#)について（平成22年4月30日）にアクセスしてください。

【法令解説等】

ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直しに関する保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等について

1. ソルベンシー・マージン比率とは

保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」に対しては、保険金の支払いを予め見込んで、「責任準備金（負債）」として積み立てています。一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えたリスク」に対しては、「自己資本」・「準備金」などで対応することになります。つまり、保険会社の「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標です。また、ソルベンシー・マージン比率は、保険会社に対して、早めの経営改善を促すための指標となるものであり、同比率が200%を下回ると早期是正措置命令を発動することになります。

2. 改正までの経緯

改正までの経緯としては、平成19年4月3日に公表された「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの報告書」に基づき、平成20年2月8日に、リスク計測の厳格化等を内容とする「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」（以下、「骨子（案）」といいます。）を公表し、意見募集を実施しました。その後、同年10月の大和生命の破綻や、同年秋以降の金融危機の教訓、さらには骨子（案）に寄せられた意見等を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率の信頼性に係る一層の向上の観点から、更なる見直し作業を行い、平成21年8月28日に、「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」（以下、「改定骨子（案）」といいます。）を公表し、改めて意見募集を実施しました。

改定骨子（案）に寄せられた意見等を踏まえ、平成21年12月28日に、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等を公表し、意見募集を実施し、当該案に寄せられた意見等を踏まえ、平成22年4月9日に意見募集の結果を公表し、4月20日に公布しました。

ソルベンシー・マージン比率とは？

- 保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで、「責任準備金（負債）」として積立てている。
- 一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えたリスク」に対しては「自己資本」「準備金」で対応することとなる。
- ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標
- 保険会社の早め早めの経営改善への取組みを促すため、200%を下回ると早期是正措置命令を発動

〔支払余力〕(マージン)

- ・ 資本金などの自己資本
- ・ 保険金の支払いの増加や資産の価格変動に対する準備金

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

〔リスク〕

- ・ 保険金の支払いが増加するリスク・・・大規模災害などにより保険金支払いが増加するリスク
 - ・ 資産運用に関するリスク・・・運用環境の悪化による資産の減少や収入減のリスク
- (例) 有価証券の価格が下落するリスク: $\Sigma(\text{対象資産残高} \times \text{リスク係数}) - \text{分散投資効果}$
 (リスク係数・・・国内株式20%、邦貨建債券2%など 分散投資効果・・・各社の資産ポートフォリオに基づき算出)
 運用収益が予定利率を下回るリスク: $\text{責任準備金残高} \times \text{予定利率別のリスク係数}$
 (リスク係数・・・例えば予定利率5%の契約であれば、生保3.015%、損保2.590%)
- ・ その他のリスク

3. 改正の概要

今回の改正の内容は、以下のとおりです。

- ソルベンシー・マージン比率の分子であるマージン算入の厳格化
 - ① 保険料積立金等余剰部分のマージン算入制限の導入
 - ② 繰越欠損金等に係る繰延税金資産のマージン算入制限の導入（新設会社を除く） 等
- ソルベンシー・マージン比率の分母であるリスクについての計測の厳格化及び精緻化
 - ① 各リスク係数の信頼水準の引上げ（90%→95%）
 - ② 各リスク係数の基礎となる統計データのリニューアル
 - ③ 地震災害リスクを各社毎のリスクモデルのV a R99.5%によるリスク相当額として算出（現行では全社一律のリスクモデルでV a R99.5%により算出）
 - ④ 価格変動等リスクにおける分散投資効果を、各社の資産構成割合に基づき算出（現行では、生命保険会社30%、損害保険会社20%で一律）
 - ⑤ ヘッジ取引によるリスク削減効果についてはヘッジ効果が有効なものに限定
 - ⑥ 証券化商品及び再証券化商品のリスク係数の厳格化、CDS取引に係る信用スプレッドリスクの創設、金融保証保険のリスク係数の厳格化

その他の改正として、ソルベンシー・マージン比率の適正な算出について、保険計理人の確認事項に追加しています。

4. 施行時期

今回の改正により、保険会社のソルベンシー・マージン比率は低下すると見込まれていますが、これは保険会社の財務状況が悪化したということではなく、算出基準が変わったことによるものです。このことについては、保険契約者や市場に広く周知徹底する必要があることから、施行時期は、平成24年3月期末から早期是正措置の指標として使用することとし、平成23年3月期末から開示できることを改正保険業法施行規則の附則に定め、保険会社向けの総合的な監督指針において開示が望ましいとすることを規定しました。

5. 主な意見

上記3.の改正の内容のうち、リスク計測の厳格化及び精緻化に対する意見が最も多く（41件）、今回の改正の内容が保険契約者等に誤解を招かないように周知を行ってほしい（2件）という意見も寄せられました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの[「報道発表資料」](#)から[「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」](#)（平成 22 年 4 月 9 日）にアクセスしてください。

「主要行等向けの総合的な監督指針」、 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、平成 22 年 1 月 20 日から平成 22 年 2 月 22 日にかけて広く意見の募集を行い、平成 22 年 4 月 16 日にパブリックコメントの結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。なお、改正された監督指針については、平成 22 年 4 月 16 日から適用しています。

以下、改正の概要について説明します。

1. 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」

与信取引に関連したデリバティブ取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能について、利用者保護の充実を図る観点から以下の改正を行いました。

- ① 契約時点等における説明について
 - ・ 最悪のシナリオを想定した損失や解約清算金を説明していること
 - ・ 為替や金利等不確実な事項について、断定的判断に基づく説明をしないこと 等
- ② 実質的経営者への説明について
 - ・ 今後の経営に大きな影響を与える契約の場合において、取締役会等での意思決定の有無を確認していること 等
- ③ 顧客のヘッジニーズに対する有効性の確認及び説明について
 - ・ 顧客ニーズに応じたデリバティブ取引の有効性を確認し、当該取引が顧客の今後の営業にどのような影響を与えるか顧客の理解を得ること 等
- ④ 事後フォローについて
 - ・ 契約締結後、顧客の業況変化に応じたヘッジニーズに対する当該ヘッジの有効性等を確認するなど適切なフォローアップを行うこと 等
- ⑤ その他
 - ・ 苦情が多い商品や取引の販売を継続するかどうかの検討を行うこと 等

2. 「金融商品取引業者等向け総合的な監督指針」

通貨オプション取引・金利スワップ取引等の店頭デリバティブ取引及びこれと同様のリスク特性を有する仕組債の販売等について、上記 1. に準じた改正を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの[「報道発表資料」](#)から[「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)に対するパブリックコメントの結果等について](#)（平成 22 年 4 月 16 日）にアクセスして下さい。

【お知らせ】

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」などの取引を装った詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法令違反の可能性がありますので、絶対に
関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、
金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧め
します。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）
の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・ その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日１０：００～１６：００）
電話（ナビダイヤル）：０５７０－０１６８１１
※ＩＰ電話・ＰＨＳからは、０３－５２５１－６８１１におかけください。
ＦＡＸ：０３－３５０６－６６９９

詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ 投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/attention.html>
- ・ 免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成20事務年度には、6,412件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
- ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
- ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
- ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
- ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
- ・ 上場会社の内部統制の問題

・・・ など



一般からの情報提供を求めるポスター

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）

・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報

・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q 1： 国際的な議論のお話なのですが、今週末から G20（20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議）で、また金融規制についていろいろお話をされると思いますが、その一つの焦点に、金融危機対応のコストをいかに負担するか、ということで、「銀行に負担を求めているかどうか」という話がアメリカやヨーロッパから出ていますが、これについて、日本の立場というか、どのような主張をされていくのか、ということをお伺いしたいと思います。

A 1. 金融機関についてのそういう強いあれがアメリカを中心に出ていることは事実ですが、日本の金融機関の場合だって、まず税金を払っていないのが相当数あるでしょう。払っているほうが少ないのではないですか。そんな状況では…。そういう負担を、税金という形ですら、まだ残念ながら負担していない状況ですね。

その一方では、相当、身勝手なことをしてしまっていますけれども、とにかく、社会的責任をきちんと果たしながら、強靱な金融機関として頑張ってもらいたいという思いでありまして、やはり、国家が出動して規制をかけたりしなければいけないことと、民間自身がやっていくこと、私は、あまりそれを混同していくべきではないと思っています。国家は、ある意味では国家的見地から最低限の規制なりが必要な場合は、民間の自主性・自立性、そういうものが損なわれないように配慮しながら、そのときの状況、経済情勢、いろいろなものを見ながらやっていくというのが当然であって、金融を国家管理するみたいな立場でやるべきではないと。今のオバマ大統領は、相当、国家が強く前へ出ていってしまっていますけれども、それはそれなりの事情があると思います。極端なそういう状況があったわけですからね。

まだ、今の日本の状況は、私もずっと強く注視しておりますけれども、国自体がそういう強い規制を、アメリカと同じような形でかけていく状況だとは判断しておりません。

Q 2： アメリカの証券取引委員会が、ゴールドマン・サックス グループを提訴したのですけれども、この件について、大臣のご所見と、その考えられる日本への影響をお伺いできますでしょうか。

A 2. これは、アメリカとして、やはりアメリカ国民のために国家の立場からやったのでしょうか。そういうことについて「良い」だとか「悪い」だとか、他国である私がコメントすべきことではありません。決まりきったことを言うようではすけれどもね。

【平成 22 年 4 月 23 日（金）閣議後記者会見】

Q1： ギリシャの財政危機が各国の株式市場に大きな影響を与え始めています。日本経済への影響をどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

A2. これは、ご案内のように、世界に対して、ギリシャ発のそういう影響というのは、当然ながら及んでいますよね。それに対してユーロ（EU）自体がどう対応するのか、ということで、今、懸命な対応をしてくれているわけですが、やはり、日本としてもその影響は受けざるを得ないと思います。その影響を日本自体が制御する方法があるのかというと、残念ながらこれを、特に、金融市場について遮断するという方法はないわけです。今日も、四百何十円か株価が下がっているわけですが、そうした影響が出ているわけですが、やはり、日本としてやるべきことは、そうしたいろいろな大波小波がどんどん被ってくる中で、日本全体をどう強化していくのかという、日本独自の努力、日本でできる努力をどうやっていくのか、ということがないといけないと思いますよ。

だから、そういう外的な日本経済に対する影響を、もちろんいろいろな形で防ぐ手立てはしなければいけませんけれども、日本自体がデフレギャップ、スパイラルと言っても良い状況から脱することができていないという意味では、実体的には世界にない状況にあるわけでしょう。しかも、实体经济自体が落ち込んでいるという状況。これを我が国自身の努力でどうするのか、ということ、やはり真剣に考えなければいけないのではないですか。

实体经济が強いと、外国のいろいろな状況があってもある程度食い止められるのですね。我が国自体の経済力が弱くなっていると、もろにその影響を受けてしまいますからね。それで、我が国経済をどう強化するのか、ということに全力を挙げてやらなければいけないと思いますね。

Q2： ギリシャの話なのですが、日本の金融機関が、ギリシャの国債など、そういう金融商品を保有していると思うのですが、そういう意味での影響はありますか。日本の金融機関への影響なのですか。

A2. それは保有しているのですかね。詳細（について）そこまで、どの銀行がどのぐらい買っているのか（ということ）まで、今、残念ながら、不勉強かもしれませんが承知していませんけれどもね。あんなのは買ったり売ったりしていますからね。正確な数字は掴めませんが、しかし、大量に買っているという状況はないのではないですか。

【平成 22 年 5 月 7 日（金）閣議後記者会見の概要】

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**「[新着情報メール配信サービス](#)」**に、英語版の登録は **[Subscribing to E-mail Information Service](#)** にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#)にアクセスしてください。

○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#)にアクセスしてください。



【4月の主な報道発表】

4月1日	アクセス	認定資金決済事業者協会の認定について
	アクセス	株式会社ファイアーに対する行政処分について
4月2日	アクセス	中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要
	アクセス	地域密着型金融に関する取組み事例集の公表について
4月6日	アクセス	モジュール株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
4月8日	アクセス	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式」及び「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」に係るQ&Aの追加について
	アクセス	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
4月9日	アクセス	「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正案の公表について
	アクセス	監督指針等の一部改正(案)の公表について
	アクセス	EDINET 概要書等の一部改正について(国際会計基準の適用関係)
4月12日	アクセス	コモドアインベストメント株式会社に対する行政処分について
4月13日	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について

	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
4月14日	アクセス	国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例の公表について
4月16日	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	株式会社フェヴリナ監査役による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社アーク社員からの情報受領者による南部化成株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（１）
	アクセス	株式会社アーク社員からの情報受領者による南部化成株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（２）
	アクセス	南部化成株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（１）
	アクセス	南部化成株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（２）
	アクセス	外国為替証拠金取引業者に対する一斉調査の結果について
	アクセス	三浦藤沢信用金庫に対する行政処分について
	アクセス	大分みらい信用金庫に対する行政処分について
	アクセス	トップゲイン株式会社に対する行政処分及び株式会社ハヤシファンドマネジメントに対する対応について
4月19日	アクセス	イニシア・スター証券株式会社に対する行政処分について
4月20日	アクセス	プライベートウェルスマネジメントジャパン株式会社に対する行政処分について
4月21日	アクセス	共済事業の規制のあり方についての方針（案）の公表及び同方針（案）に係る御意見の募集について
	アクセス	「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
4月22日	アクセス	「コーポレート・ガバナンス連絡会議」について
4月23日	アクセス	「国際会計基準（ＩＦＲＳ）に関する誤解」の公表について
	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長について
4月26日	アクセス	銀行の合併について
	アクセス	「改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）」の公表について
	アクセス	「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ＡＤＲ）に関する留意事項について（金融ＡＤＲガイドライン）（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
4月27日	アクセス	「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
4月28日	アクセス	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成22年1月1日～3月31日）
	アクセス	未公開株取引等の問題に対する対応状況について
	アクセス	金融庁予算監視・効率化チームの設置要領を策定しました
	アクセス	平成22年度金融庁予算執行計画を策定しました
4月30日	アクセス	「バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部改正案」の公表について
	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について
	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について

[アクセス](#)

「貸金業利用者に対する意識調査」及び「貸金業者実態アンケート結果」の公表について

[アクセス](#)

「あなたは大丈夫？キャンペーンー貸金業法が大きく変わります！ー」の実施について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。